第５４回水資源機構契約監視委員会　審議概要

開　催　日　及　び　場　所	令和６年２月１９日（月）　機構本社会議室（WEB 併用）	
委　　員	篠原煜夫（弁護士）、田中規夫（大学院教授）、藤川智紀（大学教授）、富樫美加（水資源機構監事）	
審　議　事　項	１．令和５年度上半期の一者応札の状況について ２．令和５年度上半期における一者応札・一者応募に関する点検について ３．令和５年度上半期における随意契約に関する点検について ４．新規随意契約案件について	
	委　　員	機構事務局
１．令和５年度上半期の一者応札の状況について ２．令和５年度上半期における一者応札・一者応募に関する点検について	・一般競争入札で一者応札が改善されない既設設備の保守などは、談合対策をしつつ、その施設を納入した業者を中心とした指名競争入札の導入を検討することについて、どう考えるか。 ・一般競争入札は大原則であり、これを放棄したら、なれ合いとなり、談合を誘発することになる。一者応札の改善が困難だという事例でさえ、努力を放棄したら、後退していく一方である。何とか一者応札を一件でも少なくしていこうという姿勢がなければ、この委員会の存在意義もないと考える。	・指名競争入札については、水資源機構も絡んだ過去の経緯もあり、入札契約適正化法が制定されるときに、公契約はすべからく一般競争にしようということが国の大方針として決まっており、指名競争そのものが例外規定になっていることは、前提としなければならないと考えている。 ・これまで一者応札が続いているような案件については、競争参加意思を確認する方法で、従前の維持管理業者、あるいは設計、施工を担当した業者にあらかじめ確認をした上で、それ以外の方々が手を挙げるかどうかを確認し手続きを進めており、今のシステムの中ではこれが精一杯だと考えている。 ・競争参加意思を確認する方法を機械設備だけではなくて、土木一式工事やそれ以外の同様の現象が生じている工事について、３年あるいは５年の受注実績を調べた上で、応札者が１者しかなく、長年同じような業者が受注しているのであれば、試行的にでも同様の方

		法で進めたほうが業務改善にもつながり、透明性、公平性も確保できるのではないのかとも考えている。
	・機構として、一者応札を緩和するために、様々な提案があったことや、やるべきことと定められている対応を地域によってはやらないという例外があるのではなく、一者応札がなくなるように打つべき手をどの入札案件でも同じように実施すべきと考える。	・どうしてやらなかったのかというところを洗い出すところは今回できたと考えており、結果的に一者応札になってしまっているという状況が見えたので、次回は、条件の緩和ができるのであればするべきだし、業界への売り込みがやはり必要なところについて、別途指導はしていくべきだとは考えている。
	・機械業者、電気業者、システム関係について、普通の発注の仕方だと、どうしても今までやっていた業者が受注することになるので、国交省でも実施しているが、例えばＡ社とＢ社が関わっている案件を一緒に発注するとか、やり方を少し変えていく必要があるのではと考える。山間僻地の業者や、担い手が減っている業者も苦労しているという中で、さらにそこに競争性を課すことがよいのか。建設業者は地域の災害対応も含め、貢献していたりするので、その実態も把握しつつ、一者応	・過疎地の問題や担い手育成の問題は、当然我々も意識しなければならないことではあるので、関東地方整備局や関東農政局、あるいは群馬県、埼玉県などの各自治体と、例えば工事の発注、業務の発注という観点でお互いに情報交換をしながら、埋めるべきところを埋められているかどうか、あるいは機構としてその業務を撤退しても大丈夫なのかどうかということを見ながら判断していくような仕組みをつくり上げていくことが大事なのではないかと考えている。

	札を改善していくべき地域とそうでない地域はあると考える。	
３．令和５年度上半期における随意契約に関する点検について	・緊急案件について、契約が遅くなるということは、作業はしているが、支払いがない状態が続いているということか。地元業者の負担が大きくなるかと思うので、できるだけ迅速な対応をすべき。	・契約後に完成検査を行った上で支払うこととなる。業者の負担が大きくならないよう、努めていきたい。
４．新規随意契約案件について	【豊川用水支線水路整備方向検討調査業務】 ・利害関係者である豊川総合用水土地改良区が調査することについて、調査の結果の公平性、適正性はどのように担保されるのか。 ・そのほか特段の意見がないため、契約監視委員会で事前承認とする。	・整備の方向性の検討、内容の担保について、この土地改良区が有する考え方やデータと機構が管理者として有するデータを照らし合わせ、将来の検討に際しては、愛知県、静岡県などの自治体と将来整備計画について、整合性を検討した上で、計画としての妥当性を確認することで担保していくこととなる。
	【可搬式浄水装置への燃料供給契約】 ・特段の意見がないため、契約監視委員会で事前承認とする。	・特段の意見なし

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心１１番地２

ランド・アクシス・タワー内　　電話　０４８－６００－６５００

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長　　江頭　憲一（内線　2251）

技術管理室技術調査課長　　田中　英晶（内線　4631）